

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和六年五月二十八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第二号	指定番号
第一項第五号	指定に係る道路の種類
第四十二条	指定の年月日
建築基準法	指定に係る道路の位置
令和六年五月二十八日	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
埼玉県児玉郡上里町大字金久保字道祖神七十番三、七十五番一、七十五番二	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)
六十七・六〇	
四・〇〇〇五・〇〇	